

室内濃度指針値対象物質の選定状況について

現在厚生労働省において室内濃度指針値が設定されている 13 物質中、新しい有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定されていない物質はクロルピリホス及びテトラデカンの 2 物質であった。(詳細は以下の表のとおり。)

クロルピリホスについては、専ら農薬として使用される物質であるため選定しないこととし、テトラデカンについては、現行の有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び化管法対象物質に含まれておらず、物の燃焼等により非意図的に生成する物質ではないことから選定しないこととした。

	物質名	室内濃度指針値	設定日	化管法対象物質	新しい有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストへの選定状況
1	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	1997.6.13	○	○
2	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	2000.6.26	○	○
3	キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)	2000.6.26	○	○
4	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	2000.6.26	○	○
5	エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	2000.12.15	○	○
6	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	2000.12.15	○	○
7	クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 但し小児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	2000.12.15	○	×(専ら農薬として使用される物質であるため選定しないこととした。) ※過去にシロアリ駆除剤としても使用されていたが、2003年7月施行の改正建築基準法により、クロルピリホスを含む建築材料の使用が禁止されている。)
8	フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppm)	2000.12.15	○	○
9	テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	2001.7.5	×	×(現行の有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び化管法対象物質に含まれておらず、物の燃焼等により非意図的に生成する物質ではないことから選定しないこととした。)
10	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6ppb)	2001.7.5	○	○
11	ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	2001.7.5	○	○(他用途のある農薬(殺虫剤))
12	アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	2002.1.22	○	○
13	フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	2002.1.22	○	○(他用途のある農薬(殺虫剤))
14	総揮発性有機化合物量(TVOC)	暫定目標値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2000.12.15	×	×